

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査

(2) 業務の目的

本県における外国人観光客の入込動態について把握を行い、本県国際観光事業の成果の検証及び施策の企画立案のための基礎資料とする。

(3) 業務の内容

県内観光地等における月別入込客数調査及び外国人観光客へのアンケート調査を実施する。

なお、その詳細は、「平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査に係る企画提案募集要項」、「平成23年度鳥取県外国人観光客入込動態調査業務委託仕様書」及び「企画提案書作成要領」によるものとする。

(4) 履行場所 鳥取県内

(5) 履行期間 契約の日から平成24年3月26日(月)まで

(6) 予算額 2,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が各種調査委託の市場等調査及び統計調査に登録されているものであること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月14日(木)午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年7月5日(火)から本県業務の委託に係る契約を締結するまでの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 外国人観光客入込動態調査の実績など本委託業務と同種又は関連した業務実績を有していること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案書の評価

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を平成23年7月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に5の(1)の場所に提出すること。

(2) (1)により提出された企画提案書の評価は、県が設ける審査会において、次の評価基準に基づき審査し、合議の上、最優秀提案者を選定するものとする。なお、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。

ア 鳥取県の現状及び施策への理解度

イ 提案内容の具体性、実効性及び独自性

ウ 業務の推進体制

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査会において、各委員はあらかじめ定めた評価項目、評価基準及び評価方法に基づいて、企画提案書

の内容を評価して採点する。

- (2) 各委員の評価点を合計した得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。
- (4) 最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には別途通知する。

5 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県文化観光局国際観光推進課
電話番号 0857-26-7310
ファクシミリ 0857-26-2164
電子メールアドレス kokusaikankou@pref.tottori.jp

(2) 入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話番号 0857-26-7433

(3) 企画提案書作成要領等の交付

企画提案書作成要領その他の資料は、平成23年7月5日（火）午後1時から同月22日（金）までの間にインターネットの鳥取県文化観光局国際観光推進課（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4806>）から入手するものとする。

(4) 提出の方法

本件業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を作成し、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。なお、送付による申し込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

6 契約の締結

4により、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更協議を含む。協議が不調の時は、4の(3)による順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。
- (2) 提出された企画提案書は本件委託業務審査のためにのみ使用する。
なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 提出された企画提案書は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

- イ 委託業者として選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。